

2月27日から

戸籍事務の電算化が スタートします

【戸籍の作成、証明書の発行時間が短縮されます】

戸籍事務の迅速性、正確性の確保と窓口における市民サービスの向上のため、北秋田市に本籍を有するかたの戸籍をコンピュータ化し、平成22年2月27日からコンピュータによる戸籍事務を開始します。

◆戸籍の電算化とは

戸籍制度は明治以来100年以上に亘り、国民の身分関係を証明する制度として現在まで続いています。

戸籍は和紙を用い手書きまたはタイプライターで作成されてきましたが、この方法は手作業で行うため戸籍届出から戸籍記載完了までに数日を要し、また証明書の発行にも多くの時間を要していました。

平成6年に戸籍法の一部が改正され、戸籍及び関連事務がコンピュータで管理することができるようになり、現在では全国の8割を超える自治体で電算システムが導入されています。コンピュータを利用することにより、戸籍の作成から証明発行にかかる時間が短縮され、戸籍簿などの重要簿冊も火災、盗難その他の災害に対する管理面における安全性の向上及び事務の効率化が図られます。

◆字名表記の統一による変更等

本籍の字名表記については、コンピュータ化する時点の法務局の土地登記簿の字名に統一されます。このことにより、市では戸籍のコンピュータ化にあわせて法務局の土地登記簿の字名と住民票及び固定資産台帳等において微妙に表記の違う字名について統一することとし、昨年10月に市内各地区で調整を図り、その結果に基づき12月定例会等を経て、下表のとおり本年1月4日付けで表記を変更しました。

※本籍の番地に枝番がついている戸籍については「の」は町名や番地ではないので削除されます。

新田目字大野82番地2
82番地の2

◆戸籍届書の提出について

これまでと変わりなく各庁舎で受付、受理します。

◆戸籍の証明書は

各庁舎どこでも取得できます

これまでも各庁舎どこでも取得できましたが、専用ファックスを使用して申請書を送付し、各庁舎間でやりとりしなければいけなかったため時間がかかりました。これからはそれが不要となり、検索も容易に行えるようになることから交付時間が短縮されます。

(注)これまで使用されてきた戸籍は、平成改製原戸籍となり電算化時点において、婚姻・死亡等で除籍されているかたについては電算化後の戸籍には登録されません。そのため、このような事項が記録されている戸籍を必要とする場合は、「平成改製原戸籍」をご請求下さい。また、これらの戸籍については、新年度に電算化を予定していますので、ご了承下さい。

字名の統一により変更される住所字名の新旧対照表

字名表記	変更前	変更後	字名表記	変更前	変更後	字名表記	変更前	変更後
黒沢字	ドロノキ 泥ノ木	ドロノキ 泥木	羽根山字	シノウタイ 地藏岱	シノウタイ 地藏岱	阿仁前田字	シモノモノダイ 下野下ノ台	シモノモノダイ 下野下ノ岱
小森字	タテノウチ 館内	タテノウチ 館ノ内	福田字	イエノシタ 家ノ下	イエノシタ 家ノ下	小又字	シモヤマネ 下山根	シモヤマネ 下山根
栄字	シタブクロ 下袋	シタブクロ 下タ袋	浦田字	ヤシキシタ 屋布下	ヤシキシタ 屋敷下	阿仁荒瀬字	テラノシタ 寺ノ下タ	テラノシタ 寺ノ下
綴子字	イエシタ 家下	イエシタ 家下タ	阿仁銀山字	イエノウシロ 家の後	イエノウシロ 家の後	阿仁小様字	ドウノシタ 堂ノ下タ	ドウノシタ 堂ノ下
七日市字	ヒカゲサワデグチ 日影沢出口	ヒカゲサワデグチ 日景沢出口	阿仁根子字	オオプチイエノカミ 大淵家の上	オオプチイエノカミ 大淵家ノ上	阿仁根子字	ナガサカノシタ 長坂ノ下タ	ナガサカノシタ 長坂ノ下
鎌沢字	オオゼキシタ 大堰下タ	オオゼキシタ 大堰下	阿仁根子字	シロサカイノウシロ 白坂家の後	シロサカイノウシロ 白坂家ノ後	阿仁根子字	ネンブツザワデグチ 念佛沢出口	ネンブツザワデグチ 念佛沢出口
川井字	カミクノグロタイ 上葛黒岱	カミクノグロタイ 上葛黒岱	阿仁根子字	テラノウシロ 寺の後	テラノウシロ 寺ノ後	阿仁比立内字	ハタマチ 島町	ハタマチ 畑町
道城字	クノグロ 葛黒	クノグロ 葛黒	阿仁比立内字	ドウノシタ 堂の下	ドウノシタ 堂ノ下	阿仁比立内字	シモツチクラ 下土倉	シモツチクラ 下土倉
阿仁前田字	クノグロドウノシタ 葛黒堂ノ下	クノグロドウノシタ 葛黒堂ノ下	阿仁比立内字	ヌカモリシタ 糠森下タ	ヌカモリシタ 糠森下	阿仁比立内字	ツカノダイカミダイ 塚ノ岱上岱	ツカノダイカミダイ 塚ノ岱上ミ岱
阿仁前田字	ヨスケタイ 與助岱	ヨスケタイ 与助岱	阿仁比立内字	タテノシタ 館の下	タテノシタ 館ノ下	阿仁比立内字	ツカノダイシモダイ 塚ノ岱下岱	ツカノダイシモダイ 塚ノ岱下モ岱
阿仁前田字	ハギノタイ 萩ノ岱	ハギノタイ 萩岱	阿仁比立内字	ナカジマ 中嶋	ナカジマ 中島	阿仁比立内字	タテシタダン 館下段	タテシタダン 館下段
阿仁前田字	イエノミナミ 家の南	イエノミナミ 家の南	阿仁比立内字	イセノモリ 伊勢ノ森	イセノモリ 伊勢ノ森	阿仁比立内字	シモウワノ 下上野	シモウワノ 下上野
阿仁前田字	ユキタダイ 雪田台	ユキタダイ 雪田岱	阿仁比立内字	オオサワヤシキシタ 大沢屋敷下	オオサワヤシキシタ 大沢屋敷下	阿仁比立内字	シモツツミタイ 下堤岱	シモツツミタイ 下堤岱
阿仁前田字	シモサイノカミ 下才ノ神	シモサイノカミ 下才ノ神	阿仁比立内字	クラノサワデグチ 倉ノ沢出口	クラノサワデグチ 倉ノ沢出口	阿仁比立内字	セボクワ列ミチカミ 仙北渡道上	セボクワ列ミチカミ 仙北渡道下
阿仁前田字	ヤシキシタ 屋布下タ	ヤシキシタ 屋布下	阿仁比立内字	タキノサワジョウダン 滝の沢上段	タキノサワジョウダン 滝ノ沢上段	阿仁比立内字	セボクワ列ミチシモ 仙北渡道下	セボクワ列ミチシモ 仙北渡道下モ
阿仁前田字	カミボリ 上堀	カミボリ 上堀	阿仁比立内字	タノサワ 田の沢	タノサワ 田ノ沢	阿仁比立内字	マエヤマカミタイ 前山上岱	マエヤマカミタイ 前山上ミ岱
阿仁前田字			阿仁比立内字	テラノウエ 寺の上	テラノウエ 寺ノ上	阿仁比立内字	タカサキ 高崎	タカサキ 高崎
阿仁前田字			阿仁比立内字	テラノシタ 寺の下	テラノシタ 寺ノ下	阿仁比立内字	イワノメザワミチウエ 岩ノ目沢道上	イワノメザワミチウエ 岩野目沢道上
阿仁前田字			阿仁比立内字	ハヤシノコシ 林の腰	ハヤシノコシ 林ノ腰	阿仁比立内字	イワノメザワミチシタ 岩ノ目沢道下	イワノメザワミチシタ 岩野目沢道下
阿仁前田字			阿仁比立内字	カミタテシタ 上館下	カミタテシタ 上館下	阿仁比立内字	マナイタブチ 組板測	マナイタブチ 組板測
阿仁前田字			阿仁比立内字	クラノダイ 倉ノ台	クラノダイ 倉ノ岱	阿仁比立内字	ナカムラアサミサワ 中村朝美沢	ナカムラアサミサワ 中村アサミ沢
阿仁前田字			阿仁比立内字	シモカワバタ 下モ川端	シモカワバタ 下川端	阿仁比立内字	キツネダイ 狐岱	キツネダイ 狐台
阿仁前田字			阿仁比立内字	シモノカミノダイ 下野上ノ台	シモノカミノダイ 下野上ノ岱	阿仁比立内字	ナシキダイ 梨木岱	ナシキダイ 梨木台

◆戸籍の電算化による変更点

様式、名称等は次表のとおり変更になります。

	変更前	変更後
名称	謄本(全部) 抄本(一部)	全部事項証明書 個人事項証明書
様式	B4横長	A4縦長
書式	文書体、縦書き	項目別、横書き
用紙	白色紙	偽造防止用紙
公印	朱肉印	黒色電子公印

※電算化による申請方法、手数料及び戸籍の証明内容等は変更ありません。

【新様式】

氏名	住所	性別	生年月日	婚姻	備考
北秋田 太郎	北秋田 太郎	男	昭和22年5月28日	既婚	【出生】 昭和22年5月28日 【改訂】 平成6年法務省令第41号附則第2条1項による改訂
北秋田 花子	北秋田 花子	女	昭和45年9月27日	既婚	【出生】 昭和45年9月27日 【改訂】 昭和45年9月27日 【婚姻】 昭和46年10月10日 【改訂】 平成10年10月10日 【住所】 秋田県北秋田郡阿仁町山ノ下町字新町5番地8 北秋田市
北秋田 花子	北秋田 花子	女	昭和47年12月18日	既婚	【出生】 昭和47年12月18日 【改訂】 昭和47年12月18日 【婚姻】 昭和48年12月18日 【改訂】 平成10年10月10日 【住所】 秋田県北秋田郡阿仁町比立内字新町9番地8 北秋田市

【旧様式】

氏名	住所	性別	生年月日	婚姻	備考
北秋田 太郎	北秋田 太郎	男	昭和22年5月28日	既婚	【出生】 昭和22年5月28日 【改訂】 平成6年法務省令第41号附則第2条1項による改訂
北秋田 花子	北秋田 花子	女	昭和45年9月27日	既婚	【出生】 昭和45年9月27日 【改訂】 昭和45年9月27日 【婚姻】 昭和46年10月10日 【改訂】 平成10年10月10日 【住所】 秋田県北秋田郡阿仁町山ノ下町字新町5番地8 北秋田市
北秋田 花子	北秋田 花子	女	昭和47年12月18日	既婚	【出生】 昭和47年12月18日 【改訂】 昭和47年12月18日 【婚姻】 昭和48年12月18日 【改訂】 平成10年10月10日 【住所】 秋田県北秋田郡阿仁町比立内字新町9番地8 北秋田市

戸籍謄抄本1通450円(除籍(平成改製原戸籍)謄抄本1通750円)申請の際は、これまでと同様に本人確認資料の提示が必要です。(運転免許証等顔写真のあるもの以外は健康保険証等複数必要となります)

◎氏名の文字が変わります

戸籍の「氏」または「名」の文字は、常用漢字、人名用漢字などの「正字等」で記載することになります。皆様の戸籍をコンピュータに登録するにあたり、氏名が誤字、書きぐせなどで記載されている文字については、使用できる正字等で記載されます。該当される方には、2月上旬以降に通知しますので、ご確認をお願いします。

◎問合せ先
総合窓口課
市民班 ☎62-1114
合川総合窓口センター
市民班 ☎78-12112
森吉総合窓口センター
市民班 ☎72-13115
前田出張所 ☎75-21111
阿仁総合窓口センター
市民班 ☎82-12112
大阿仁出張所 ☎84-23111